

函館市監査公表第31号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年8月17日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

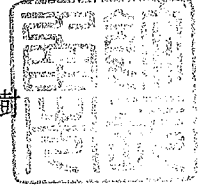
函館市監査委員 松 宮 健 治

函 経 雇

平成30年8月3日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

平成30年3月29日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、
または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第
252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成29年度包括外部監査の結果に基づく措置
 (特定の事件名 函館市の空き地・空き家対策事業について)

3 提言

監査対象 部局等	提言の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
経済部 雇用労政 課	<p>第3章 空地問題について 第2 空地問題の個別考察 3 旭町多目的広場 (2) 駐車場の必要性</p> <p>当該地については駐車場として利用変更する格別な理由があると思えないことから、改めて他の利用方法や売却等を検討すべきではないかと提言する。</p>	30	<p>旭多目的広場については、隣接する勤労者総合福祉センターの利用者から駐車場としての利用を望む意見があったことや、近隣住民から同センター利用者の路上駐車に対する苦情が多数寄せられ、平成27年度には、町会連合会から駐車場拡張の要望書が提出されたことなどを踏まえ、平成28年度に同センターの駐車場として供用を開始したものであります。</p> <p>本拡張整備により同センター利用者の利便性が向上し、近隣への路上駐車も減少傾向にありますが、大規模な大会や研修会の開催時は、依然として拡張部分も含めて満車の状況となっております。</p> <p>市といたしましては、こうした状況を踏まえ、市民サービス向上の観点から、当該広場については、引き続き同センターの駐車場として活用することが望ましいと考えておりますが、今後については、駐車場の利用状況の推移も見ながら、必要に応じて、利用方法を検討してまいりたいと考えております。</p>